

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、以下の特定水産資源に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで）における同項に掲げる数量を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 6 日

岡山県知事 伊原木 隆太

第 1 まさば及びごまさば太平洋系群

法第 15 条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量のうち、本県に配分された数量について、知事管理区分に配分する数量を次の表のとおり定める。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
岡山県全体	現行水準

第 2 ぶり

法第 15 条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量のうち、本県に配分された数量について、知事管理区分に配分する数量を次の表のとおり定める。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
岡山県全体	101,000 トンの内数